

## 第 1 1 9 号 答 申

### 第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当である。

### 第 2 異議申立てに至る経過

1 平成19年12月17日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、児童相談所における、高機能自閉症又はアスペルガー症候群と診断された者の児童記録票のファイルの表紙の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 平成20年 1月30日、実施機関は、上記の公開請求に対して、児童記録を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

高機能自閉症、アスペルガー症候群と診断された児童の診断結果は、当該児童の児童記録に保管している個人情報で、その児童記録の表紙には、氏名、生年月日及びケース番号が記載され、診断結果、経過一覧などの文書と一体となって児童記録を構成している。

したがって、児童記録は、特定の個人を識別できるもののうち通常他人に知られたくないと認められる。

3 同年 2月 7日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

条例第 7条第 1項第 1号に該当しない。

人数を知りたいので、氏名、生年月日、ケース番号を非公開にして表紙を公開していただきたい。

#### 第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

児童記録のうち、高機能自閉症、アスペルガー症候群という診断結果は特に機微にわたる私的な情報であり、仮に氏名、生年月日、ケース番号といった個人を識別できる情報を塗抹したとしても、こうした診断を受けた児童を特定し、公にすることは、特定の個人を識別することはできないが、公にすることによりなお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

#### 第 5 審査会の判断

##### 1 争点

児童記録の表紙が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かが争点となっている。

##### 2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

##### 3 児童記録の表紙について

児童記録は、相談受付票、受理会議資料を始め、保護者との面接記録、施設措置及び施設との連絡事項等、各段階で発生した相談援助活動に関する一連の文書を経時的に編綴したものである。児童記録は、これらの文書を保管するために、個々の児童ごとに作成されており、児童記録の表紙には、児童記録という標題及び「名古屋市児童相談所」という名称が印刷され、児童の氏名、生年月日、性別及びケース番号（以下「本件非公開情報」という。）が記載されている。

##### 4 条例第 7 条第 1 項第 1 号該当性について

当審査会は、児童記録の表紙が条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当するか否かを判断する。

- (1) 条例第 7 条第 1 項第 1 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。
- (2) 児童記録の表紙に記載されている本件非公開情報は、児童の氏名等であることから、特定の個人を識別することができるものと認められる。
- (3) また、児童記録の表紙には、高機能自閉症等の障害名の記載はないが、児童記録の経過一覧等の記載から、本件非公開情報は、特定された児童記録に係る児童が高機能自閉症又はアスペルガー症候群であることを示す情報でもあって、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないものであると認められる。
- (4) なお、異議申立人は、非公開情報を除いた表紙を公開してほしいと主張しているが、公開される児童記録の表紙中に高機能自閉症又はアスペルガー症候群と診断されている者に係るものであることを示す情報がないなど、有意な情報はなく、単なる様式を複数枚公開することと実質的に異なるところはないから、印刷された文字部分のみを公開することは、行政文書公開請求制度の趣旨を損なうものと認められ、条例第 7 条第 2 項が適用される事例に該当しないと認められる。
- (5) したがって、児童記録の表紙は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

## 第 6 審査会の処理経過

| 年 月 日       | 処 理 経 過   |
|-------------|---|
| 平成20年 3月14日 | 諮問書の受理  |
| 3月24日       | 実施機関に弁明意見書を提出するよう通知   |
| 4月25日       | 実施機関の弁明意見書を受理   |
| 5月 2日       | 異議申立人に弁明意見書の写しを送付<br>併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知 |
| 平成21年12月 4日 | 異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出する   |

|                           |                    |
|---------------------------|--------------------|
|                           | ように再度通知            |
| 平成22年10月12日<br>(第118回審査会) | 調査審議<br>実施機関の意見を聴取 |
| 11月 9日<br>(第119回審査会)      | 調査審議               |
| 平成23年 3月 1日<br>(第123回審査会) | 調査審議               |
| 3月24日                     | 答申                 |